第四十九条から第六十二条まで　削る

（非居住者の代理人）

第四十九条　本邦内に住所を有しない者（以下「非居住者」という。）は、中心市街地特例通訳案内士の登録を受ける場合には、本邦内に住所を有し、当該非居住者と業務上密接な関係を有する者であって、中心市街地特例通訳案内士の登録に関する一切の行為につき、当該非居住者を代理する権限を有するもの（以下「代理人」という。）を定めなければならない。

2　次のいずれかに該当する者は、代理人となることができない。

一　一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの

二　法人であって、その役員のうちに前号に該当する者があるもの

（登録事項）

第五十条　法第三十六条第八項において読み替えて準用する通訳案内士法第十八条に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　登録番号及び登録年月日

二　資格を取得した外国語の種類

三　非居住者にあっては、その代理人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（中心市街地特例通訳案内士登録簿の様式）

第五十一条　法第三十六条第八項において読み替えて準用する通訳案内士法第十八条の中心市街地特例通訳案内士登録簿は、別記様式第二による。

（登録の申請）

第五十二条　法第三十六条第八項において読み替えて準用する通訳案内士法第二十条第一項の規定により登録の申請をしようとする者は、別記様式第三による中心市街地特例通訳案内士登録申請書を、認定市町村の長に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　健康診断書

二　法第三十六条第四項に規定する研修を修了したことを証する書類（以下「修了証明書」という。）の写し

三　履歴書

四　写真（最近六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・五センチメートルのものであって、台紙を付けないものをいう。第五十五条及び第五十六条第一項において同じ。）二葉

五　非居住者にあっては、その代理人に中心市街地特例通訳案内士の登録に関する一切の行為につき当該非居住者を代理する権限を付与したことを証する書面及び当該代理人が法人である場合にあっては、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書

3　認定市町村の長は、法第三十六条第八項において読み替えて準用する通訳案内士法第二十条第一項の規定により登録の申請をしようとする者又はその代理人に係る機構保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものについて、同法第三十条の十第一項（同項第一号に係る部分に限る。）又は第三十条の十二第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定によるその提供を受けることができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。